

茅野市温泉施設指定管理者募集要項

茅野市温泉施設の指定管理者（管理運営を実施する法人その他団体）の募集を行う。

地方自治法の規定に基づく指定管理者制度は、民間の能力を活用して住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として導入され、本市においても効率的な施設運営に大きく寄与してきた。

一方で、本市を取り巻く財政環境の変化に伴い、温泉施設運営においては、公共施設再編計画の基本方針に基づき、経営形態の抜本的な見直しや今後の施設のあり方について、具体的に検討する必要がある。

そのため、従来の福祉・コミュニティ施策としての枠組みにとらわれることなく、地域の活性化や観光振興も見据えたうえで民間事業者が培ってきた高度な経営手法、市場調査力、及び投資判断力を最大限に活用し、改善を図ることが不可欠である。

本指定期間（３年間）は、従来の公的支援を前提とした運営から、将来的な民間譲渡をも視野に入れた自立した経営体制へと段階的に移行するための見極めの期間として位置づけるものである。

については、温泉施設の管理運営について、茅野市温泉施設条例第３条の規定に基づき、指定管理者を公募し指定する。

1 募集の概要

(1) 指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間

(2) 施設の概要

①名称 アクアランド茅野

[温泉棟]

- | | |
|--------|---|
| ・所在地 | 茅野市ちの 263 番地 4 |
| ・開設年月 | 平成 2 年 6 月 |
| ・源泉所在地 | 2 号井 茅野市ちの 752 番地 3 |
| ・建物の概要 | ア 建物構造 R C 造 2 階建
イ 敷地面積 5,075.3 m ²
ウ 延床面積 1,435.25 m ² |
| ・施設の内容 | 浴室 2、脱衣室 2、大休憩室 1、小休憩室 1、温泉プール 1、
採暖槽 1、シャワー室 1、更衣室 2、事務室 1、トイレ 6、
ホール 1、機械室 2、駐車場 2 箇所 |

[カルチャーセンター]

- ・所在地 茅野市ちの 263 番地 8
- ・開設年月 平成 2 年 12 月
- ・建物の概要
 - ア 建物構造 R C 造 2 階建
 - イ 敷地面積 2,791.41 m²
 - ウ 延床面積 1,137.73 m²
- ・施設の内容
 - 1 階 小会議室 1、ロビー 1、更衣室 2、多目的ホール 1、事務室 1、給湯室 1、機械室 1、トイレ 3
 - 2 階 小会議室 2、大会議室 1、和室 1、給湯室 1、トイレ 2、駐車場 1 箇所

②名称 河原温泉河原の湯

- ・所在地 茅野市泉野 1616 番地 2
- ・開設年月 平成 3 年 4 月
- ・源泉所在地
 - ア 1 号井 茅野市泉野 1616 番地 2 (休止中)
 - イ 2 号井 茅野市泉野 1611 番地 1
- ・建物の概要
 - ア 建物構造 R C 造 平屋建
 - イ 敷地面積 3,196.37 m²
 - ウ 延床面積 651.05 m²
- ・施設の内容 浴室 2、脱衣室 2、大休憩室 1、小休憩室 1、事務室 1、ホール 1、給湯室 1、機械室 1、トイレ 7、駐車場 3 箇所、食事処、花壇、公園 (1 箇所…柳川公園 4,100 m²)・倉庫

③名称 金沢温泉金鶏の湯

- ・所在地 茅野市金沢 2316 番地 1
- ・開設年月 平成 8 年 11 月
- ・源泉所在地 茅野市金沢 2316 番地 1
- ・建物の概要
 - ア 建物構造 木造一部 R C 造 平屋建
 - イ 敷地面積 2,128.55 m²
 - ウ 延床面積 682.59 m²
- ・施設の内容 浴室 2、脱衣室 2、大休憩室 1、小休憩室 1、事務室 1、ホール 1、給湯室 1、機械室 1、トイレ 5、駐車場 1 箇所

④名称 尖石温泉縄文の湯

- ・所在地 茅野市豊平 4734 番地 7821
- ・開設年月 平成 12 年 10 月
- ・源泉所在地 茅野市豊平 4734 番地 2994
- ・建物の概要
 - ア 建物構造 木造一部 R C 造 平屋建
 - イ 敷地面積 3,975.61 m²

- ウ 延床面積 817.79 m²
- ・施設の内容 浴室2、露天風呂2、脱衣室2、大休憩室1、厨房1、小休憩室1、事務室1、ホール1、給湯室1、トイレ5、機械室1、温泉スタンド2、駐車場1箇所

⑤名称 玉宮温泉望岳の湯

- ・所在地 茅野市玉川 6128 番地 2
- ・開設年月 平成 15 年 10 月
- ・源泉所在地 茅野市玉川 6226 番地
- ・建物の概要
 - ア 建物構造 鉄骨造、一部 R C 造、 平屋建
 - イ 敷地面積 2,500 m²
 - ウ 延床面積 822.50 m²
- ・施設の内容 浴室2、脱衣室2、大休憩室1、厨房1、小休憩室1、事務室1、ホール1、給湯室1、テラス1、トイレ5、機械室1、駐車場1箇所

⑥名称 米沢温泉塩壺の湯

- ・所在地 茅野市米沢 6845 番地
- ・開設年月 平成 18 年 3 月
- ・源泉所在地 茅野市米沢 6907 番地口 2
- ・建物の概要
 - ア 建物構造 鉄骨造、一部 R C 造 平屋建
 - イ 敷地面積 7,711.11 m²
 - ウ 延床面積 883.96 m²
- ・施設の内容 浴室2、脱衣室2、大休憩室1、小休憩室1、事務室1、給湯室1、ホール1、トイレ5、機械室1、駐車場2箇所

【資産情報の開示】

※建物の構造図面、電気・給排水・温泉湧出・加温設備等の詳細仕様、並びに過去5年間の修繕履歴、法定点検結果、エネルギー消費量（電気・ガス・燃料）データ等は、社会福祉課窓口にて閲覧可能。一部電子データでの提供を行う。

(3) 指定の方法

上記①～⑥の6施設（全拠点）を一括して包括指定する。

2 施設の設置目的及び管理運営の基本方針

(1) 施設の設置目的

茅野市温泉施設は、市民の福祉と健康の増進を図ることを目的とする。

(2) 管理運営の基本方針

- ① 指定管理者の知識及び創意工夫を生かし、利用者に対して質の高いサービスを提供するとともに、利用者の安全確保を最優先すること
- ② 顧客情報の分析（市場調査）に基づく的確な需要把握と、情報通信技術（ＩＣＴ）や各種媒体を活用した広報活動により、市内外から多様な顧客を誘致すること
- ③ 福祉・コミュニティ機能をより発展させるとともに、災害時においては避難所としての社会的役割を十分に認識し、適切な管理運営を行うこと

(3) 維持管理・資産保全方針

- ① 施設及び設備の機能・特性を十分に把握したうえで、適切な保守点検を実施し、その機能を正常に維持するとともに、効率的な運転を行うこと
- ② 公衆衛生の保持（レジオネラ症外部検査等の徹底）に努め、快適で清潔な施設環境を維持すること
- ③ すべての設備に関して日常及び定期に必要な保守・点検業務を行い、その業務記録を適切に保管・管理すること
- ④ 効率的かつ効果的な管理運営に努め、経費の節減を図ること

(4) 燃料の調達について

各施設で使用する燃料について、地域経済への波及効果に配慮し、市内業者からの購入や、複数業者からの調達に努めること。

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 施設の利用時間及び休館日等

- | | | | | |
|--------|---------------------------------|-------|----------|-------|
| ① 利用時間 | 午前 9 時から午後 9 時（受付終了午後 8 時 30 分） | | | |
| ② 休館日 | アクアランド茅野 | 毎週火曜日 | 河原温泉河原の湯 | 毎週木曜日 |
| | 金沢温泉金鶏の湯 | 毎週水曜日 | 尖石温泉縄文の湯 | 毎週木曜日 |
| | 玉宮温泉望岳の湯 | 毎週金曜日 | 米沢温泉塩壺の湯 | 毎週水曜日 |
| | カルチャーセンター | 毎週日曜日 | | |

※上記に関わらず、指定管理者が「集客の拡大」「利用者の利便性向上」「独自の自主事業の開催」等の経営戦略上、有効であると認める場合は、市長の承認を得て、利用時間の延長や休館日の変更・開館を行うことができる。

(2) 管理の基準

- ① 特定の個人や団体に対して不当な差別的取扱いをしないこと
- ② 個人情報保護法に基づき、利用者の個人情報を厳重かつ適切に管理すること
- ③ 利用者や地域住民の意見を日常的に収集し、サービス品質及び顧客満足度の向上に反映すること

(3) 関係法令等の遵守

地方自治法、公衆浴場法、温泉法、労働基準法、その他業務遂行に要する一切の関係法令、茅野市温泉施設条例及び同管理規則等を遵守すること。

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、不当な差別的取扱いの禁止、適切な合理的配慮を提供すること。

また、従事者への定期的な研修を実施し、安心して利用できる温泉施設とすること。

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、施設の「運営責任者」として、以下の業務について責任を持って実施するものとする。

(1) 施設の管理及び運営業務

- ① 建物、外構、植栽、及び駐車場の保守管理・保安巡回
- ② 施設内外の日常清掃・定期清掃（施設美化と資産価値維持のための戦略的实施）
- ③ 建築設備（電気・給排水・空調・温泉湧出及びろ過循環設備等）の日常点検、法定点検、定期点検、及び初期性能の維持
- ④ 将来的な設備投資・改修を見据えた、施設の修繕・長寿命化に関する専門的な企画・提案
- ⑤ 風呂及びプールの厳格な水質管理（法定検査の実施と結果の公表）
- ⑥ 防犯及び機械警備・有人警備

(2) 人員配置及び組織管理業務

- ① 施設の管理運営に支障のない人員配置と勤務形態の確立
- ② 接遇の向上やサービス品質の改善を自発的に行うことができる人材の確保と継続的な教育

(3) 窓口・利用促進・広報業務

- ① 利用者の受付、利用料徴収、減免手続き、共通回数券の販売、各種案内及び利用者に対応する業務
- ② 利用実績、料金収入等の電子データによる一元管理、及び経営分析
- ③ 利用者アンケート等利用者のニーズ把握
- ④ 施設利用者拡大に向けた独自の誘客活動（ウェブサイト、情報発信、他業種提携等）による新規顧客（観光客、家族層等）の開拓及び再来訪率向上施策
- ⑤ 危機管理マニュアルの作成（災害時、緊急時に備えた体制の整備）

(4) 自主事業の業務

施設の魅力を高め、収益性を向上させるため、市が認める範囲内において自主事業

（例：物産・独自商品の販売、飲食サービスの提供、リラクゼーション（癒やし）事業・健康増進講座の運営等）の企画・実施。

(5) その他の業務

- ① 事業計画及び収支予算書の作成及び報告
- ② 事業報告及び収支決算書の作成及び報告
- ③ 日報月報の作成及び報告
- ④ 関係機関との連絡調整
- ⑤ 本市等が主催、共催、後援する事業への全面的協力
- ⑥ その他市長が必要と認める事項

5 管理運営委託料及び収支の取扱い

(1) 委託料の支払い

指定管理業務に係る管理運営委託料は、指定管理者から提示された事業計画書（収支予算書）に基づき、本市の予算の範囲内において協定により定めた額を支払う。

(2) 経営努力による剰余金の帰属

指定管理者の優れた経営努力、及びコスト（経費）削減によって生じた収支の剰余金（黒字）の取扱いについては、協定において別途定める。

会計の透明性を担保するため、本指定管理業務に係る経理は、指定管理者の本会計とは完全に独立した固有の会計帳簿類及び口座によって管理すること。

6 利用料金及び自主事業収入の取扱い

(1) 利用料金収入

施設の利用料金は、条例で規定する金額の範囲内において、あらかじめ本市の承認を得て指定管理者がその額を定めるものとし、当該利用料金はすべて指定管理者の収入とする。

(2) 自主事業収入

指定管理者が自ら企画・実施する自主事業の収入は、指定管理者の収入とする。

7 修繕の実施

(1) 小規模修繕

施設等に生じた1件当たり20万円以内の小規模修繕（消費税及び地方消費税を含む）については、運営の機動性と迅速な復旧を確保するため、指定管理者の負担と責任において即座に実施すること（実施後に市へ承諾・報告を行う）。

なお、指定管理者が負担する小規模修繕費の年間総額の上限については、協定において定める。

(2) 大規模修繕・設備更新

1 件当たり 20 万円を超える大規模な修繕・設備更新は原則として市が行うが、指定管理者は施設の日常的な経年劣化状況を把握し、重大な故障に至る前の予防保全的な修繕提案を行うこと。

(3) 温泉特有の不可抗力リスクに対する免責及び協議

① 市の免責事項

地殻変動、源泉の自噴能力の低下若しくは枯渇、湧出量の急減、泉質の著しい変化、又は温泉供給源（源泉井戸及び公設引湯配管等）の不可抗力による毀損等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により、温泉施設の正常な運営が不可能又は著しく困難となった場合、これによって指定管理者に生じた営業損失、利益の減少、その他の損害について、市は原則としてその賠償又は補償の責を負わないものとする

② 急変時の修繕・対策費用の負担

温泉の湧出停止、泉質変化に伴う機器の急速な腐食、又は源泉配管の急激な閉塞（スケール付着等）など、通常の保守管理の範囲を超える大規模な原状回復費用若しくは代替水源（沸かし湯への切り替え等）の確保に要する費用については、原則として市の負担とする。ただし、指定管理者が日常の維持管理義務（仕様書に基づく点検・清掃等）を怠ったことに起因する場合は、この限りではない

③ リスク発生時の協議規定

上記①及び②に規定する事由が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、市及び指定管理者は直ちに状況を調査し、対応策（利用料金の改定、開館時間の変更、休館、又は管理運営委託料の改定等）について、双方の経営・財政への影響を勘案し、誠意をもって協議し決定する

8 管理運営状況に関するモニタリング

市は、適正な施設運営、サービスの質、及び資産状況を確認するため、定期及び随時に状況の確認（実地調査、財務諸表の監査）を実施する。指定管理者は毎月 10 日までに先月の業務・収支に関する月例報告書を提出するほか、各年度終了後 60 日以内に事業報告書を市へ提出しなければならない。

9 指定管理者と茅野市の責任分担

項目		指定管理者	茅野市
1	包括的な施設管理責任（除：管理の瑕疵）		○
2	運営の基本的考え		○

3	施設の維持及び管理保守点検	○	○（建築物等調査、温泉成分分析等、源泉井戸の根本的維持管理は市）
4	物品の購入及び管理	○（税込 10 万円未満の物品又は固有財源で購入した物品）	○（管理運営委託料で購入する税込 10 万円以上の物品）
5	災害対応	○現場対応、報告	○総括的対応
6	苦情・事故	○現場対応、報告	○総括的対応
7	災害復旧		○
8	施設設備の修繕	○ 1 件 20 万円以内のもの	○ 1 件 20 万円を超えるもの
9	施設の土地の賃借		○
10	個人情報漏えいに伴う対応	○指定管理者に瑕疵あり	○指定管理者に瑕疵なし
11	火災保険への加入		○
12	第三者への損害賠償	○指定管理者に瑕疵あり	○施設構造上の欠陥あり
13	施設の安全衛生管理	○	
14	源泉の枯渇、湧出量低下、泉質変化に伴う営業損失	免責	○指定管理者に瑕疵がない限り、市は損害賠償を負わないが、運営継続のための協議を行う
15	地下埋設配管・湧出設備の不可抗力による閉塞・破断修繕		○通常の保守（日常清掃・軽微な詰まり除去等）を除く、大規模更新・掘削等は市負担

10 回数券等の取扱いおよび市の免責

- (1) 指定管理者が発行・販売した未使用の回数券等がある場合、指定期間満了等による業務終了時に、自らの責任と負担において利用者への払い戻しを行うか、または次期指定管理者との間で当該回数券等の引継ぎ及び精算に関する協議を完了させること。

- (2) 市は、指定管理者が発行・販売した回数券等について、理由の如何を問わず、その払い戻し、損害賠償、損失補填、その他一切の財政的補償の責めを負わない。

11 申請者の資格

本募集に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人その他の団体（複数の企業・団体により構成される共同企業体を含む）とする。個人での応募は認めない。

(1) 応募資格の制限

次に掲げる条項のいずれにも該当しないこと

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者（契約を締結する能力を有しない者等）に該当しないこと
- ② 茅野市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと
- ③ 会社更生法又は民事再生法の手続き中でないこと（手続き開始決定又は認可決定がなされている場合は除く）
- ④ 最近 1 年間の国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑤ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁錮以上の刑に処されているものがないこと
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団、又はその構成員等の統制下でないこと
- ⑦ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人その他団体でないこと

(2) 実績及び経営能力に関する要件

公衆浴場、温泉施設、宿泊施設、又はこれらに類する集客施設等の経営・管理実績を有するか、あるいは同等以上の事業経営能力及び財務基盤を有していること。

12 募集及び選定の日程

(1) 募集要項配布場所

茅野市 健康福祉部 社会福祉課

〒391-8501 茅野市塚原二丁目 6 番 1 号 茅野市役所 1 階 11 番窓口

T E L 0266-72-2101（内線 302、303） E-mail shakaifukushi@city.chino.lg.jp

(2) 募集要項配布期間

令和 8 年 8 月 24 日（月）から令和 8 年 9 月 18 日（金）まで。

（平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。茅野市ホームページからもダウンロード可能）

(3) 合同見学会の実施

全施設（バックヤードを含む）を一括して巡回する合同見学会を以下のとおり実施する。参加を希望する事業者は、実施日の3日前までに社会福祉課に申し出ること。

- ① 令和8年9月1日（火）から令和8年9月6日（日）各施設の休館日に合わせ実施
- ② 受付時間、集合場所等の詳細は、参加申込者に対して別途通知する

※上記日程以外で、専門技術者による個別の設備調査（計測等）を希望する場合は、別途市に申し出て、承認を得て実施することができる。

(4) 募集要項等に関する質問事項

募集要項の内容等に関する質問受付を以下のとおりとする。

- ① 受付期間 令和8年8月24日（月）から令和8年9月11日（金）まで
- ② 受付方法 質問書（様式は任意）に記入し、電子メールに添付のうえ社会福祉課に送信すること（口頭、電話による質問は受け付けない）
- ③ 回答方法 受け付けた質問に対する回答は、令和8年9月18日（金）までに茅野市ホームページ上へ随時掲載する。なお、質問内容及び回答のみの公表とし、質問者の団体等の名称、氏名は公表しない

13 提出書類

指定の書式（様式第1号、第2号）を除き自由様式とするが、すべてA4版で作成し、書面下部中央に通しページ番号を付け、目次を添付すること。正本1部、写し8部を提出。

(1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

※特に「自立経営に向けた事業計画」「中長期的な誘客・広報戦略」「自主事業による収益拡大策」「効率的な施設保全計画」を具体的に記載すること。

(3) 収支予算書（独自の事業計画を反映した任意様式も可）

(4) 職員配置計画書（施設ごと作成、独自様式も可）

(5) 定款または寄付行為の写し及び登記簿謄本

(6) 直近3カ年の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、財産目録等）

※事業の継続性と投資能力を審査するため、提出を求める。

(7) 直近1年間の納税証明書

(8) 参考資料

過去の類似施設における運営実績、又は自社の経営能力を証明する会社案内等

- (9) その他市長が必要と認める書類

14 申請書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先

茅野市役所 健康福祉部 社会福祉課（茅野市役所 1 階）

- (2) 提出期限

令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時 15 分必着

- (3) その他

提出期限以後の追加・変更不可

15 指定管理者の選定方法

- (1) 応募者の審査

茅野市指定管理者選考委員会において審査を行い、その結果を茅野市公の施設指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）へ諮問を行う。

審査会においては、審査及び必要に応じてプレゼンテーションを実施し、提案された事業計画の独創性、実現可能性、及び経営体質を総合的に評価する。

- (2) 指定管理者の選定

市長は、審査会の意見を聴き、指定管理者候補者として選定する。候補者の選定結果については、応募者全員に対して通知する。

- (3) 指定管理者の指定

茅野市議会に指定管理者の指定に係る議案を提出し、議会議決を経て、市長が指定を行う。

- (4) 協定の締結

市長は、指定管理者の告示を行い協定の締結を行う。

16 選定基準

茅野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条による

- (1) 選定基準

- ① 住民の平等な利用が確保される運営体制であること
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- ③ 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること

(2) 審査項目

審査項目（配点）		主な着眼点
1 団体の概要 (10)	申請理由	団体の経営理念や公の施設の設置目的に沿った内容か 管理運営を行う意欲がしめされているか
	経営理念・経営方針	団体の経営理念（経営方針）が明確に示されているか 社会貢献等への志向性があるか
2 事業展開 (15)	事業展開	施設の現状に対する考え方や、市の公共施設再編計画を踏まえた将来展望はあるか 持続可能な経営についての戦略が提案されているか
3 資産管理と安全衛生 (20)	公衆衛生管理	水質管理を適正に行うことができる体制か 衛生管理マニュアルの作成・策定計画があるか 館内すべてを清潔に保つための計画があるか
	施設、設備、備品等の保守管理	施設・設備の保守管理を適正に行うことができる体制か 施設の清掃を適正に行うことができる体制か 外構・植栽等の管理を適正に行うことができる体制か 備品の管理は適切か 施設や設備に対しての適切な保全に関する中長期的な提案がされているか
	施設のメンテナンス具体策	施設の日常的なメンテナンスについての効果的、効率的な具体策があるか
4 施設の運営 (25)	施設の運営計画	創意工夫が見られる内容であるか。利用者を増やすための適切な取り組みが示されているか サービス向上のための実現性のある計画であるか
	利用者の要望の把握	要望把握を適切に行うことができる具体的方法が示されているか 利用者の要望実現の方法が示されているか
	利用者のトラブルの未然防止方法	トラブル未然防止の具体的な方法及び対処法が示されているか
	年間の自主事業計画	積極性・創意工夫が見られる内容であるか。具体的で実現可能な内容であるか 住民・利用者のニーズを反映した内容であるか
	その他（地域との連携、他施設との連携）	市・地域・他施設との連携・協力について、具体的な方法が示されているか
5 職員の管理 (4)	効率的な人員配置、研修等	施設の管理運営を適切に行うことができる体制か 採用計画に無理はないか。地元雇用対策の計画はあるか 施設の適切な管理運営につながる、具体的な研修計画があるか 従業員の労働環境が、労働基準法等に照らして適正か
6 集客・広報力 (8)	市内外からの利用客誘致	ターゲットの明確化やそれに対する具体的な利用促進策が提示されているか 多様なメディアを効果的に活用した事業計画があるか
7 緊急時対策・リスク管理 (4)	防犯、防災の対応・その他緊急時の対応	防犯・防災体制の整備及び対策が適切に計画されているか 緊急時の連絡体制を定めているか 防犯・防災訓練の実施を計画しているか 機械設備などの突発的故障等のリスクに対するマネジメント案が定められているか
8 個人情報の保護措置 (2)	個人情報の保護措置	具体的な措置（個人情報記載書類等の管理方法等）が示されているか。規定を設けているか
9 管理運営費委託料の妥当性及び経営の持続可能性 (12)	予算（収入）	適正な予算見積もりに基づく現実的な収入見込みであるか
	予算（支出）	適正な予算見積もりに基づく現実的な支出見込みであるか 支出の抑制を図っているか
	運営実績、経営能力	事業運営にあたって、十分な経営実績があるか。又は、経営能力を有する事業者であるか
	委託料	適正な見積もりであるか

17 応募に対しての留意事項

(1) 接触の禁止

審査会委員、本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合は、失格となることがある。

(2) 応募内容の変更の禁止

提出された書類の変更はできないこととする。

(3) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(4) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる経費は、応募者の負担とする。

(6) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は、茅野市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した応募者に帰属することとする。なお、本事業において公表する場合その他市が必要と認めるときは、市は応募者の提出書類の全部または一部を使用できることとする。

18 管理運営に関する調査、報告

市長は、茅野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示を行うこととする。

19 指定管理者の取り消し等

指定管理者の優先交渉者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められる場合、または著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことがある。

20 この要項の詳細については、茅野市温泉施設指定管理仕様書によるものとする。

21 直近3年間の施設利用者数

アクアランド茅野利用者数及び利用料収入（カルチャーセンターを除く）

		大人	中学生以下	65歳以上	障害者	パスポート		減免	合計	利用料収入	
料金	利用料金（～R7.9）	400(600)	300	300(600)	0			0			(円)
	利用料金（R7.10月～）	600	300	300	300	6万	3万	0			
人数	令和5年	34,295	1,536	27,407				10,678	73,916	23,290,600	
	令和6年	34,609	1,327	26,059				10,419	72,411	22,331,500	
	令和7年（4月～9月）	18,027	1,119	13,221				5,431	37,798	15,388,300	
	令和7年（10月～3月）	13,624	610	15,191	860	895	4,015	374	35,569	12,084,300	
										(人) (円)	

河原温泉河原の湯

		大人	中学生以下	65歳以上	障害者	パスポート		減免	合計	利用料収入	
料金	利用料金（～R7.9）	400(600)	300	300(600)	0			0			(円)
	利用料金（R7.10月～）	600	300	300	300	6万	3万	0			
人数	令和5年	12,111	448	15,385				4,163	32,107	10,273,500	
	令和6年	12,356	470	15,671				4,202	32,699	10,201,300	
	令和7年（4月～9月）	6,434	312	8,271				2,107	17,124	7,155,300	
	令和7年（10月～3月）	5,017	177	7,811	400	316	1,411	291	15,423	4,807,200	
										(人) (円)	

金沢温泉金鶏の湯

		大人	中学生以下	65歳以上	障害者	パスポート		減免	合計	利用料収入	
料金	利用料金（～R7.9）	400(600)	300	300(600)	0			0			(円)
	利用料金（R7.10月～）	600	300	300	300	6万	3万	0			
人数	令和5年	30,645	1,322	28,326				7,279	67,572	22,289,800	
	令和6年	32,461	1,717	25,807				6,525	66,510	22,158,100	
	令和7年（4月～9月）	17,784	913	12,783				2,817	34,297	15,406,500	
	令和7年（10月～3月）	13,633	743	17,285	805	539	2,952	251	36,208	12,689,700	
										(人) (円)	

尖石温泉縄文の湯

		大人	中学生以下	65歳以上	障害者	パスポート		減免	合計	利用料収入	
料金	利用料金（～R7.9）	400(600)	300	300(600)	0			0			(円)
	利用料金（R7.10月～）	600	300	300	300	6万	3万	0			
人数	令和5年	70,172	4,363	42,577				9,607	126,719	49,823,290	
	令和6年	66,897	4,414	39,325				8,900	119,536	46,090,170	
	令和7年（4月～9月）	40,064	2,733	22,841				5,518	71,156	31,299,160	
	令和7年（10月～3月）	27,899	2,050	23,131	1,059	999	3,152	926	59,216	23,086,530	
										(人) (円)	

玉宮温泉望岳の湯

		大人	中学生以下	65歳以上	障害者	パスポート		減免	合計	利用料収入
料金	利用料金（～R7.9）	400(600)	300	300(600)	0			0		
	利用料金（R7.10月～）	600	300	300	300	6万	3万	0		
人数	令和5年	43,295	1,796	41,668				13,437	100,196	30,202,800
	令和6年	48,094	2,107	45,217				14,444	109,862	33,276,000
	令和7年（4月～9月）	21,729	939	19,528				6,420	48,616	19,519,200
	令和7年（10月～3月）	19,570	942	23,234	962	870	7,334	545	53,457	17,814,900
										(人) (円)

米沢温泉塩壺の湯

		大人	中学生以下	65歳以上	障害者	パスポート		減免	合計	利用料収入
料金	利用料金（～R7.9）	400(600)	300	300(600)	0			0		
	利用料金（R7.10月～）	600	300	300	300	6万	3万	0		
人数	令和5年	39,728	1,997	50,694				17,979	110,398	36,688,700
	令和6年	45,131	2,360	52,617				18,961	119,069	34,205,100
	令和7年（4月～9月）	24,204	1,383	27,395				10,408	63,390	23,572,200
	令和7年（10月～3月）	17,285	972	27,397	1,081	637	6,298	3,534	57,204	17,829,200
										(人) (円)

カルチャーセンター

		ホール	会議室	合計	利用料収入
料金	利用料金（～R7.9）	740～1,110	200～630		
	利用料金（R7.10月～）	1,740	390～830		
人数	令和5年	21,027	14,176	35,203	2,372,510
	令和6年	20,014	15,029	35,043	2,456,000
	令和7年（4月～9月）	9,441	8,492	17,933	1,314,770
	令和7年（10月～3月）	7,342	7,652	14,994	2,325,640
					(人) (円)

【資料】

カルチャーセンター料金表

		ホール		会議室1, 2		会議室3、大		和室	
		市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外
料	利用料金（～R7.9）	740	1,110	200	300	360	540	420	630
金	利用料金（R7.10月～）	1,740		390		680		830	

(円)

- ・利用料金（～R7.9）の（ ）は、茅野市民以外の方から徴収した料金
- ・令和5年～令和7年9月までの減免人数
 - 内訳
 - 手帳（身体・療育・精神）所持者（介助者1名含む）（※1）
 - ふるさと茅野市応援寄付金茅野市内温泉施設入浴券を提供した者（ふるさと納税）（※2）
- ・令和7年10月～の障害者人数は、※1の人数
- ・令和7年10月～の減免人数は、※2の人数、誕生日無料入場者、スタンプラリー、ふれあい福祉サービス等を含む
- ・パスポート6万とは、大人料金（600円）の半年パスポート利用者人数
- ・パスポート3万とは、利用料金（300円）の半年パスポート利用者人数